

就業規則（変更）届

令和 8 年 10 月 2 日

藤沢 労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則（規定）を制定 変更いたしましたので、意見書を添えて提出します。

労働保険番号	都道府県		所轄	管轄		基 幹 番 号						枝 番 号			被一括事業番号			
	1	4	1	0	8	0	0	4	1	0	7	0	0	0				
ふりがな	かぶしがいいしやきやりあどらいぶ																	
事業場名	株式会社キャリアドライブ																	
所在地	神奈川県藤沢市土棚 800												TEL 0466-53-9966					
使用者職氏名	代表取締役 田村嘉規																	



就職活動中の者等に対するセクシュアルハラスメント防止規定

第1条（目的）

本規定は、株式会社キャリアドライブ（以下「会社」という。）における採用活動、インターンシップその他これらに関連する活動において、就職活動中の者等に対するセクシュアルハラスメントを防止し、適切な対応を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

会社は、就職活動中の者等の人格および尊厳を尊重し、安心して採用活動等に参加できる環境を確保する。

役員および従業員は、採用する側と応募する側との間に立場上の優位性が生じることを十分認識し、その立場を利用した性的な言動その他不適切な行為を行ってはならない。

第3条（対象者）

本規定の対象となる「就職活動中の者等」とは、次に掲げる者をいう。

1. 就職活動中の学生
2. 中途採用の応募者
3. インターンシップ参加者
4. 職場見学・職場体験等の参加者
5. 内定者
6. 採用活動に関連して会社と接触する者
7. その他会社が採用活動等に関連すると認める者

第4条（対象となる活動）

本規定は、次の活動に適用する。

1. 求人への問い合わせ
2. 会社説明会



3. 採用面接・面談
4. 職場見学
5. インターンシップ
6. 職場体験
7. 内定者面談・研修
8. 採用イベント
9. 採用活動に伴う懇親会・食事会
10. 電話、電子メール、SNS、メッセージアプリ等による採用関係の連絡
11. その他採用活動に関連する一切の活動

第5条（禁止事項）

役員および従業員は、就職活動中の者等に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 性的な関係、交際またはデート等を求めること
2. 恋愛、交際、性的経験、結婚、出産等に関する必要性のない質問をすること
3. 容姿、体型、服装、身体等について、採用活動上必要のない性的な発言をすること
4. 性的な冗談、からかい、画像、動画その他の情報を見せたり送信したりすること
5. 不必要な身体接触をすること
6. 採用、内定、選考評価等を利用または示唆して、食事、飲酒、交際、性的関係等を求めること
7. 採用活動上必要のない私的な連絡を繰り返すこと
8. 個人の SNS、LINE 等を利用して不適切な性的言動を行うこと
9. 二人きりでの不要な飲食、外出、面会等を執拗に求めること
10. その他、就職活動中の者等に精神的な苦痛、不快感または不利益を与える性的な言動を行うこと

第 6 条（採用上の権限を利用した行為の禁止）

役員および従業員は、採用、選考、評価、内定、入社その他採用活動上の権限または影響力を利用して、就職活動中の者等に対し、私的な関係、交際、性的関係その他本人が望まない行為を求めてはならない。

第 7 条（採用活動における複数名対応）

会社は、採用面接、面談、職場見学、インターンシップその他必要と認める採用活動について、可能な限り複数名で対応する。

やむを得ず一対一で対応する場合には、実施場所、時間および対応内容を明確にし、必要に応じて上司または採用担当部署へ報告する。

第 8 条（連絡方法）

採用活動に関する連絡は、原則として会社が指定するメールアドレス、採用システムその他会社が認めた手段を利用する。

役員および従業員が個人の SNS、LINE 等を利用して応募者等と私的な連絡を行うことは、原則として禁止する。

第 9 条（相談・申告）

就職活動中の者等からセクシュアルハラスメントに関する相談または申告を受けた役員および従業員は、相談者の意思を尊重しつつ、速やかに会社所定の相談窓口または人事・総務部門へ報告する。

第 10 条（相談者等への不利益取扱いの禁止）

会社は、セクシュアルハラスメントについて相談、申告または事実確認に協力したことを理由として、相談者、申告者その他関係者に対し、不利益な取扱いを行わない。

第 11 条（秘密保持）

相談、調査および対応に関与した者は、正当な理由なく、その過程で知り得た相談者、行為者その他関係者の個人情報および相談内容を第三者に漏らしてはならない。

第 12 条（事実確認）

会社は、相談または申告を受けた場合、必要な範囲で関係者から事情を聴取し、電子メール、SNS、録音、その他の資料を確認する等、適切な方法により事実関係を確認する。

事実確認にあたっては、相談者の精神的負担に配慮し、必要以上に繰り返し説明を求めないよう努める。

第 13 条（被害者等への配慮）

会社は、必要に応じて次の措置を講じる。

1. 行為者との接触回避
2. 面接担当者・担当部署の変更
3. 連絡窓口の変更
4. インターンシップ等の担当者変更
5. 採用選考上の不利益が生じないための配慮
6. その他必要な措置

第 14 条（行為者への措置）

会社は、事実確認の結果、セクシュアルハラスメント行為が認められた場合、その内容、程度、故意または過失、被害の程度その他の事情を総合的に勘案し、就業規則その他社内規程に基づき、必要な措置を講じる。

第 15 条（懲戒）

役員および従業員が本規定に違反し、ハラスメント行為を行った場合は、その内容および程度に応じ、就業規則に定める懲戒処分の対象とすることがある。

特に、採用上の権限または影響力を利用して性的関係等を要求した場合、拒否したことを理由として採用上の不利益を示唆または実施した場合、または相談者等に対して報復的な行為を行った場合は、重大な規程違反として厳正に対処する。

第 16 条（教育・研修）

会社は、採用活動に関わる役員および従業員に対し、就職活動中の者等に対するセクシュアルハラスメント防止について、必要な教育・研修を実施する。

第 17 条（規定の改廃）

本規定の改廃は、会社が必要に応じて行う。

附則

1. 本規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
2. 本規定の施行に必要な細則、対応基準、相談窓口その他の運用については、別途定めることが出来る。
3. 会社は、法令、行政指針、採用環境その他の状況を踏まえ、必要に応じて本規定を見直す。

本規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

就業規則 本社一括届出事業場一覧

本一覧は、就業規則の本社一括届出の対象となる事業場を記載するための様式です。

No.	事業場の名称	所在地	電話番号	業種	労働者数	所轄労働基準監督署	備考
1	株式会社キャリアドライブ 本社 藤沢高等自動車学校	〒252-0806 神奈川県藤沢市土棚800	0466-53-9966	指定自動車教習所	50人	藤沢労働基準監督署	
2	株式会社キャリアドライブ ハートケア湘南訪問看護リハビリステーション	〒252-0806 神奈川県藤沢市土棚786	0466-21-8686	医療福祉	36人	藤沢労働基準監督署	
3	株式会社キャリアドライブ ハートケアゆーゆーテラス長後	〒252-0802 神奈川県藤沢市高倉570-1	0466-47-7824	医療福祉	26人	藤沢労働基準監督署	
4	株式会社キャリアドライブ 静岡県富士自動車教習所	〒416-0908 静岡県富士市地木207-1	0545-61-6161	指定自動車教習所	33人	富士労働基準監督署	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

【確認事項】

上記各事業場に適用する就業規則は、本社において作成した就業規則と同一の内容であることを確認します。(就業規則の変更届の場合は、変更前の就業規則についても同一内容であることを確認します。)

令和 8年 10月 2日

事業主:株式会社キャリアドライブ

